

(1) 大ホール及び小ホール用

区分	附属設備名	単位	1回の利用料金 (単位 円)		
			大ホール	小ホール	
ピアノ等	フルコンサート(A)	1台	10,290	7,200	
	フルコンサート(B)	1台	5,140	3,600	
	アップライト (リハーサル室)	1台	1,540		
	電子オルガン	1台		1,540	
	ピアノ椅子	1脚	100	70	
舞台設備	オーケストラピット	1基	3,090		
	移動式ITV装置	1式	2,060	1,440	
	指揮者台・同譜面台	1式	510	360	
	楽士譜面台	1台	100	70	
	譜面灯	1灯	100	70	
	椅子 (楽士・一般)	1脚	50	30	
	コントラバス椅子	1脚	100	70	
	演卓子 (脇卓を含む。)	1式	1,030	720	
	黒板 (掲示板兼用)	1台	210	140	
	ホワイトボード	1台	210	140	
	司会者卓子	1台	510	360	
	机 (折りたたみ)	1台	100	70	
	花台	1台	310	220	
	プログラムスタンド	1台	210		
	めくり台	1台		140	
	音響反射板 (ライト付)	4面	1組	6,170	4,320
		3面	1組	5,140	3,600
		2面	1組	4,110	2,880
	山台	1台	310		
	平台	1台	210	140	
	足類	1台	50	30	
	金びょうぶ	1双	2,060	1,440	
	銀びょうぶ	1双	2,060		
	鳥ノ子びょうぶ	1双	2,060	1,440	
	松羽目	1式	1,540	1,080	
	つり物バトン	1掛	310	220	

区分	附属設備名	単位	1回の利用料金 (単位 円)		
			大ホール	小ホール	
舞台設備	所作台	1式	10,290	7,200	
	仮設花道セット 〔仮設花道、花道用揚幕、鳥屋囲〕	1式	2,570		
	花道用所作台	1式	2,060		
	大太鼓	1式	1,030	720	
	小太鼓	1式	510	360	
	鉦太鼓	1式	210	140	
	地がすり	1枚	1,030	720	
	紗幕	1枚	1,030	720	
	毛せん	1枚	150	100	
	長ふとん	1枚	150	100	
	上敷	1枚	150	100	
	浅葱幕	1枚		720	
	人形浄瑠璃舞台 (文楽廻し付)	1式		7,200	
	楽屋101 (定員20)	1室	820		
	楽屋102 (定員15)	1室	510		
	楽屋103 (定員8)	1室	510		
	楽屋104 (定員6)	1室	820		
	楽屋105 (トイレ・シャワー付 定員15)	1室	820		
	リハーサル室	1室	1,030		
	楽屋201 (定員20)	1室		510	
	楽屋202 (定員15)	1室		510	
	楽屋203 (定員5)	1室		310	
	浴室	1室	1,030		
	シャワー室	1室	510	310	
	映写機セット	16ミリ専用機	1式		7,200
		映写巻数割増	1巻		720
	スクリーン	1式	1,540	1,080	
	ビデオ記録装置(VHS)	1式	2,060	1,440	
	ビデオ記録装置(DV)	1式	1,030	720	
	液晶プロジェクター	1台	3,090	2,160	

厚木市文化会館 附属設備料金表

区分	附属設備名	単位	1回の利用料金 (単位 円)		
			大ホール	小ホール	
舞台設備	液晶プロジェクター	1台	3,090	2,160	
	定式幕	1式	2,570	1,800	
	スライド映写機 (移動型)	1式	1,030	1,030	
照明設備	大ホール照明基本セット 〔前明かり32台、ボーダーライト2列〕	1式	10,290		
	小ホール照明基本セット 〔前明かり24台、ボーダーライト3列〕	1式		7,200	
	大ホール作業灯セット 〔作業灯、客電〕	1式	7,200		
	小ホール作業灯セット 〔作業灯、客電〕	1式		5,140	
	フットライト	1列	1,030	720	
	フットスポットライト	1台	210	140	
	ローアホリゾンライト	1列	1,030	720	
	サイドフロントスポットライト	1台	310	140	
	タワースポットライト	1台	310	220	
	トーマンタルスポットライト	1台	310		
	ボーダーライト	1列	1,030	720	
	サスペンションライト	1台	310	220	
	アッパーホリゾンライト	1列	2,060	1,440	
	シーリングライト	1台	310	220	
	キセノンピンスポットライト(2KW)	1台	3,090		
	キセノンピンスポットライト(1KW)	1台		1,080	
	ハロゲンピンスポットライト(1KW)	1台	1,030	720	
	バーライト	64	1台	310	220
		36	1台	210	140
	移動スポットライト	2KW	1台	510	
		1.5KW	1台	410	290
		1KW	1台	310	220
		0.5KW	1台	210	140
		0.3KW	1台	100	70
	ストリップライト	2.7m	1台	510	
		1.8m	1台	310	220

区分	附属設備名	単位	1回の利用料金 (単位 円)		
			大ホール	小ホール	
照明設備	効果器具	エフェクトマシン	1台	1,030	720
		ミラーボール	1台	1,030	720
		星球	1式	1,030	720
		ストロボ	1台	2,060	1,440
		ITO	1台	1,030	720
		ソースフォー	1台	1,030	720
		ミニブル (2灯)	1台	1,030	720
		照明用フィルター	1枚	30	30
音響設備	音響基本セット [拡声装置・マイク3本]		1式	5,140	3,600
	3点つりマイク装置	1式	1,030	720	
	2点つりマイク装置	1式	1,030		
	1点つりマイク装置	1式	1,030		
	ワイヤレスマイク (B型)	1本	1,540	1,080	
	コンデンサーマイク	1本	1,030	720	
	ダイナミックマイク	1本	820	580	
	カセットテープレコーダー	1台	1,030	720	
	CDプレーヤー	1台	1,030	720	
	DATデッキ	1台	1,030	720	
	MDデッキ	1台	1,030	720	
	ステージスピーカー	1台	2,060	1,440	
	はね返しスピーカー	1台	620	430	
	ミキサー(A)	1式	3,090	2,160	
	ミキサー(B)	1式	2,060	1,440	
	ミキサー(C)	1式	1,540	1,080	
	デジタル・ディレー	1台	1,030	720	
	デジタル・リバーブ	1台	1,030		
	グラフィックイコライザー	1台	1,030	720	
	リミッターコンプレッサー	1台	1,030	720	
	DIダイレクトボックス	1台	820	580	
	ATTボックス	1台	510	360	
	内蔵エフェクト	1式	1,030	720	
マイクスタンド類	1本	50	50		
その他	持込器具 使用電源	1KW以下	1個	210	
		1KWを超え2KW以下	1個	410	
		2KWを超え3KW以下	1個	620	
		3KWを超えるもの	1個	1,540	

厚木市文化会館 附属設備料金表

備考

- 1 1回の利用料金は、大ホール及び小ホールの利用料金の時間区分による。
- 2 利用時間の延長又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、1回の利用料金の100分の30に相当する額とする。この場合において、利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とみなす。
- 3 ピアノの利用料金には調律料を、電子オルガンの利用料金には調整料を含まない。
- 4 照明設備には、照明用フィルターを含まない。
- 5 人形浄瑠璃舞台及び能舞台の利用料金には設営に要する人件費を含まない。

(2) その他の施設用

附属設備名	単位	1回の利用料金(単位 円)
拡声装置	1式	(集) 720
演卓・演台	1式	(展・集) 310
スポットライト	1灯	(展) 70
展示パネル	1台	(展・集) 210
アップライトピアノ	1台	(和) 1,540
セミコンサートピアノ	1台	(会) 1,540
グランドピアノ	1台	(集) 2,060
		(展) 1,540
ピアノ椅子	1脚	(展・集・会) 70
持込器具使用電源	1個	大ホール及び小ホール用と同額

備考

- 1 1回の利用料金は、集会室、展示室及び和室の利用料金の時間区分による。
- 2 会議室で利用する附属設備等の利用料金は、利用時間にかかわらず1日をもって1回とする。
- 3 利用時間の延長又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、1回の利用料金の100分の30に相当する額とする。この場合において、利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とみなす。
- 4 (集)は集会室を、(展)は展示室を、(和)はもみじ・ゆりの間を、(会)は練習室(第303号会議室)を示す。

(3) 全施設共通

附属設備名	単位	1回の利用料金(単位:円)
レーザーポインター	1本	210
プロジェクター(ビデオ付)	1台	1,030
移動用スクリーン(80インチ)	1面	210
移動用スクリーン(100インチ)	1面	410
簡易型ワイヤレス装置	1式	510
テーブルクロス	1枚	410

備考

- 1 1回の利用料金は、大ホール、小ホール、集会室、展示室及び和室の利用料金の時間区分による。
- 2 会議室で利用する附属設備等の利用料金は、利用時間にかかわらず1日をもって1回とする。
- 3 利用時間の延長又は繰上げに係る利用料金は、1時間につき、1回の利用料金の100分の30に相当する額とする。この場合において、利用時間に1時間に満たない時間があるときは、これを1時間とみなす。